

令和4年度

甘楽町各会計決算及び
基金運用状況の審査意見書

一 般 会 計

国民健康保険事業特別会計

介護保険事業特別会計

農業集落排水事業特別会計

公共下水道事業特別会計

後期高齢者医療特別会計

水道事業会計

甘楽町監査委員

令和5年8月29日

甘楽町長 茂原 荘 一 様

甘楽町監査委員 松 浦 彰 一



甘楽町監査委員 中 野 喜久勇



令和4年度甘楽町各会計決算及び各基金運用状況の
審査意見書

甘楽町監査基準（令和2年監査委員告示第1号）、甘楽町監査基準実施要領、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、審査に付された令和4年度甘楽町一般会計及び特別会計歳入歳出決算及び証書類、その他政令で定める書類並びに各基金の運用状況を審査した結果、次のとおり意見を付します。

第1 審査の対象

1. 一般会計及び特別会計歳入歳出決算

令和4年度 甘楽町一般会計

令和4年度 甘楽町国民健康保険事業特別会計

令和4年度 甘楽町介護保険事業特別会計

令和4年度 甘楽町農業集落排水事業特別会計

令和4年度 甘楽町公共下水道事業特別会計

令和4年度 甘楽町後期高齢者医療特別会計

2. 令和4年度 甘楽町各会計歳入歳出決算事項別明細書

3. 実質収支に関する調書

4. 財産に関する調書

5. 各基金運用状況調書

第2 審査の期日

令和5年8月22日、23日、24日の3日間

第3 審査の手続

審査に当たっては、次の点に主眼を置いて実施した。

1. 地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定に基づき、町長から送付された各会計の歳入歳出決算書及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第166条第2項に定める歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す調書が関係法令に準拠して作成されているか。
2. 予算の執行が、関係法令並びに予算議決の趣旨に沿い、適正かつ効率的に行われているか。また、その処理が財務諸規定に基づいて処理されているか。
3. 決算及び付属書類の計算に誤りはないか。また、各計数は関係諸帳簿及び証拠書類の金額と符号するか。
4. 各基金の運用状況については、その計数が正確であるか。また、適正に運用されているか。

以上の事項を主眼点として審査を行った。なお、その過程において、必要に応じ担当課長等の説明を求めた。

第4 審査の結果

1. 審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であって、予算の執行状況は概ね適正であると認められた。
2. 各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められた。

なお、各会計の決算の概要と意見については、次に記述するとおりである。

第5 決算の概要

一般会計及び特別会計の決算概要は次のとおりである。

1. 一般会計（増減率は対前年度比）

（1）収支の状況及び財政の推移

一般会計の歳入歳出決算額は、歳入総額は62億8,506万4千円、歳出総額が58億8,925万2千円で、前年度と比較すると、歳入で10.7%、歳出では11.7%それぞれ減少した。

翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は3億2,433万1千円であり、令和3年度実質収支額を減じた単年度収支は1,113万6千円の黒字であった。加えて、財政調整基金に2,310万8千円を積み立てているため、実質単年度収支は3,424万4千円の黒字となった。

歳入のうち地方交付税では、保育園・幼稚園の民営化により基準財政需要額が減少したこと、町税の増額により基準財政収入が増額したこと等により普通交付税が減少し、特別交付税を合わせた交付税総額は19億1,119万9千円となり、7.3%の減少となった。町税では、主に固定資産税の増額により3.9%増の15億887万5千円となり、平成19年度以来、15億円を超える税収となっている。なお、徴収率も0.1ポイント増加して97.4%となった。国庫支出金は、子どものための教育・保育給付費や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が増加した。一方で、子育て世帯等臨時特別支援事業補助金、幼稚園整備交付金の皆減やスマートIC整備事業が令和5年度に繰越しとなったため、3億3,237万3千円の減少となった。繰入金では、甘楽ふるさと館備品等管理運営基金、地域福祉基金やふるさとづくり基金など1億2,399万9千円を繰り入れたが、学校建築基金繰入金の減額により2,944万1千円の減額となっている。町債は、臨時財政対策債の発行額が抑制されたこと、また、公共事業等債の借入を予定していた甘楽PAスマートIC整備事業が繰越しとなったため前年比4億6,092万7千円、82.1%の大幅減となった。

歳出は、基金積立金の大幅な減少により、総務費が2億2,167万4千円の減、甘楽PAスマートIC整備事業の減少により、土木費が2億5,645万4千円の減、防災行政無線デジタル化整備事業が前年度に完了したため、消防費が1億9,896万3千円の減、幼稚園の民営化に伴う幼稚園費の皆減や、統合幼稚園建設事業、学校施設整備工事費の減少により、教育費が5億1,216万9千円の減となった一方で、電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付事業、障害者自立支援事業などが要因となり、民生費が1億

2, 250万2千円の増、新型コロナウイルス感染症対策として実施した、プレミアム付商品券事業や原油価格物価高騰緊急事業者支援事業等の増加により、商工費が2億3, 682万4千円の増となっている。

財政の推移を前年度と比較すると財政力指数は0.441から0.470に上昇し、財政の弾力性を示す経常収支比率は88.0%で7ポイント増加した。また、臨時財政対策債発行可能額を含む標準財政規模は、37億7, 089万7千円となり、2億3, 340万2千円減少した。実質公債費比率は前年より0.4ポイント増加し、8.0%となった。

町債の本年度末残高は50億2, 574万6千円で、前年度より3億2, 330万2千円減少した。

(2) 財政運営の状況

① 歳入

歳入全体に占める依存財源と自主財源の割合は、前年度より依存財源の割合が減少し、それぞれ61.7%、38.3%であった。

なお、用途が特定されず、どのような経費にも使用することのできる経常一般財源は、普通地方交付税、地方特例交付金等の減少に伴い、前年度に比べ2.8%（1億725万1千円）減少している。

② 歳出

性質別の状況のうち、義務的経費では、主に常勤職員の年齢構成の変動や保育園・幼稚園の民営化に伴う会計年度任用職員の減少により、人件費が減少したが、民営化に伴い私立保育園・認定こども園への扶助費が増加し全体で0.4%増加し、歳出全体に占める割合も40.8%に増加した。

投資的経費は、甘楽PAスマートIC整備事業や統合幼稚園建設事業、防災行政無線デジタル化工事費などの減少により、50.8%減少となり歳出全体に占める割合は11.8%となった。

その他の経費は、プレミアム付商品券事業や原油価格・物価高騰緊急事業者支援事業の増加があったが、財政調整基金積立金等の減少により2.5%減少した。支出全体に占める割合は47.4%となり、4.5ポイント増加した。

本年度借入の町債は1億77万3千円で、累積借入金残高は、前年度末に比べて6.0%減の50億2, 574万6千円となった。

2. 特別会計（増減率は対前年度比）

（1）国民健康保険事業特別会計

歳入決算額は14億7,142万2千円、歳出決算額が14億1,372万2千円で、歳入歳出差引額は5,770万円である。

前年度繰越金6,065万円を差し引いた単年度収支は赤字となり、実質的な収支では、基金へ利子分の積立を行い、1,272万5千円を取り崩したため、1,567万円の赤字であった。

歳入は、国保税の収納額が3億1,184万円で、7.7%減となり、現年分収納率は97.9%で0.3ポイント減少した。

一般会計繰入金は8,253万2千円で、歳入総額に占める割合は5.6%で、前年度より0.2ポイント増加している。また、基金からは、1,272万5千円を繰入れている。

歳出は、療養給付費と療養費で8億2,229万7千円となり、4.1%の減、歳出総額に占める割合は58.2%である。また、高額療養費は、1億1,325万円で、12.5%減少している。

（2）介護保険事業特別会計

歳入決算額は13億5,225万3千円、歳出決算額が12億6,331万4千円で、歳入歳出差引額は8,893万9千円である。

第1号被保険者保険料の現年分収納率は、99.8%で、滞納繰越分を含めた収納率は99.7%であり、前年度と同率であった。

歳出総額のうち、保険給付分は11億964万4千円で、これは歳出総額の87.8%にあたり、前年度より3.3ポイント減となっている。

総合事業費分は、3,097万2千円、包括的支援事業・任意事業費は3,203万6千円であった。

（3）農業集落排水事業特別会計

歳入決算額は1億981万5千円、歳出決算額が1億926万円で、歳入歳出差引額は55万5千円である。

令和5年4月に公共下水道へ編入となった、城南・上野地区の接続率（戸数）が96.5%で、善慶寺・国峰地区の接続率（戸数）は79.3%であった。

処理場等の維持管理費は人件費も含めて2,405万3千円であり、町債の令和4年度末残高は4億3,587万7千円で、前年度より7,496万9千円の減となった。

(4) 公共下水道事業特別会計

歳入決算額は4億6,460万4千円、歳出決算額が4億6,386万5千円、歳入歳出差引額は73万9千円である。

事業費の主なものは、維持管理費として5,105万4千円、県央処理場維持管理負担金が4,904万1千円、建設費として汚水整備事業費1億5,009万6千円及び流域下水道建設費負担金438万5千円、元金・利子償還金の2億423万7千円であった。

認可面積は、令和3年3月31日に変更認可により11ha縮小し、516haで、整備の状況は、福島地区0.1haと城南・上野地区30.0ha（農業落集排水編入分）が加わり、供用区域は501.3ha、年度末における整備率は97.5%、汚水管路の延長は98,646mとなった。

町債の令和4年度末残高は21億6,181万7千円で、前年度より8,584万8千円減少している。

(5) 後期高齢者医療特別会計

歳入決算額は1億6,738万3千円、歳出決算額が1億6,357万5千円で、歳入歳出差引額は380万8千円である。歳入の主なものは保険料が1億1,662万2千円、一般会計繰入金が4,751万6千円で、保険料収納率は99.8%であり、前年度より0.1ポイント減少した。

医療費の状況は、保険給付費が14億5,194万円、給付件数で5万26件、1件当たり平均は約2万9千円である。

前年度と比較すると、保険給付費は2.1%増となっている。

第6 財政健全化判断比率の状況について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づき、健全化判断比率等（財政指標）したところ、実質赤字比率及び連結実質赤字比率に該当がなく、健全財政であると認められた。

第7 審査における意見等

1. 一般会計

(1) 歳入について

町税の収納状況は、収納率が97.4%と昨年よりも0.1%上昇していると共に、前年度よりも不納欠損額が減少しているため、収納対策に成果が認められる。

しかし、今後も、悪質な滞納者に対しては、法的措置を講ずるなど、滞納金額の減少、収納率の向上に引き続き努力をお願いする。

また、不納欠損処分に至らぬよう、個々の状況を十分に調査のうえ、その処分については引き続き厳正に運用するよう要望する。

町債の発行は、安全・安心なまちづくりなどに必要な財源であるが、後年度の住民に負担を強いることのないよう、また、将来の安定的な財政運営のためにも、計画的な活用をお願いする。

(2) 歳出について

予算編成方針の趣旨に沿った事業運営に努力されていると認められる。

今後も引き続き、社会情勢や厳しい財政状況をしっかり認識し、経費の節減に向け事務事業の簡素化・効率化を図り、費用対効果を考慮のうえ、補助事業の見直しにも積極的に取り組まれることをお願いしたい。

2. 特別会計（増減率は対前年度比）

(1) 国民健康保険事業特別会計

今年度も実質収支が赤字となり、被保険者一人当たりの保険給付費や高額療養費は今後も上昇すると思われ、厳しい運営が予想される。

歳入では、国保税現年分の収納率が低下し、収納額全体でも減となっているため、賦課徴収等の強化により、収入確保に努められるよう要望する。

また、バランスの取れた事業運営を行うために、医療費の抑制及び健康意識の高揚を図り、財政の健全化に務めるようお願いしたい。

(2) 介護保険事業特別会計

65歳以上の人口に占める、要介護者の認定率は13.3%で、引き続き県平均の17.5%と比較して低く保たれていることは、予防・支援事業の

成果と認められる。

要介護高齢者等が、可能な限り住みなれた地域で安心して暮らせるよう適切なサービスの供給に努めるとともに、今後も介護予防・生活支援事業等に重点を置き制度の充実と併せて介護保険財政の健全化を望むものである。

(3) 農業集落排水事業特別会計

汚水処理地区では、天引地区に続き、城南・上野地区が令和5年4月に公共下水道へ編入となった。

平成16年に供用開始した善慶寺・国峰地区の接続率(戸数)は79.3%となっている。

本事業は、多額の事業費を投入して実施したものであり、未接続者には早期に接続を行うよう、啓発を要望する。また、農業集落排水対象地区から公共下水道対象地区への切り替えについても引き続き計画的に実施されたい。

(4) 公共下水道事業特別会計

平成5年から供用を開始した下水道事業は、建設事業費と併せて維持管理経費の増加が見込まれる。

建設に当っては、整備計画により、国庫補助金等の有効な活用と事業費の平準化をお願いしたい。

また、維持管理費の財源である使用料収入の増加のためにも、未接続者には早期接続を行うよう、継続的に啓発を要望する。

(5) 後期高齢者医療特別会計

歳入の主なものは保険料と一般会計繰入金である。

保険料収納率は、前年度より0.1%減となったものの、99.8%と高水準であり、収納対策の努力がうかがえた。

歳出の99.3%が運営主体の群馬県後期高齢者医療広域連合への納付金であり、法令等に基づき忠実に事務が執行されたものと認められる。

(6) むすびに

審査いたしました、一般会計並びに各特別会計は予算編成方針の趣旨に沿った適正な事業運営がなされ、新型コロナウイルス感染症関連でも適切に対

応しており、健全財政に努力されたことが認められる。

今後も限られた財源のなかで、最小の経費で最大の効果をあげられるよう創意と工夫をもって予算執行をしていただきたい。

特に令和5年度においては、前期2年目となる「いきいきかんらプラン 第6次総合計画」に沿って、事業に取り組まれるよう要望して、歳入歳出決算審査における意見とする。

甘監発第 7 号

令和5年8月25日

甘楽町長 茂原 莊 一 様

甘楽町監査委員 松 浦 彰 一



甘楽町監査委員 中 野 喜久勇



令和4年度甘楽町水道事業会計決算審査意見書

甘楽町監査基準（令和2年監査委員告示第1号）、甘楽町監査基準実施要領及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定により、令和4年度甘楽町水道事業会計収入支出決算及び証書類を審査した結果、次のとおり意見を付します。

第1 審査の対象

1. 令和4年度甘楽町水道事業会計決算
2. 現金・預金通帳の残高

第2 審査の期日

令和5年7月25日（火）

第3 審査の方法

1. 町長から提出された決算書の中で、収益的収入及び支出・資本的収入及び支出・損益計算書・剰余金計算書・剰余金処分計算書・貸借対照表等の各調書が法令に準拠して作成されているか。
2. 財政運営は健全か、予算が適正かつ効果的に執行されているか。また、その処理が財務諸規定に基づいて処理されているか。
3. 決算書及び付属書類の計算に誤りはないか。また、各計数は関係諸帳簿及び

証拠書類の金額と符号するか。

以上の事項を主眼点として審査を行った。なお、その過程において、必要に応じ担当課長等の説明を求めた。

第4 審査の結果

1. 審査に付された決算書の中で、収益的収入及び支出・資本的収入及び支出・損益計算書・剰余金計算書・剰余金処分計算書・貸借対照表等各調書は、法令に準拠して作成されていた。
2. 計数は、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、地方公営企業関係法令及び財務諸規定に従って適正に執行がなされていることが認められた。

第5 決算の概要

(1) 決算の状況について

令和4年度の収益的収入の決算額は、251,099千円で、対前年度比10.14%の増加であり、その要因は、給水収益等の増加となっている。

収益的支出の決算額は、215,526千円で、対前年度比4.42%減少している。主な費用は、修繕費10,149千円、固定資産減価償却費128,163千円、企業債利息10,921千円、動力費7,881千円、薬品費7,015千円、人件費28,243千円で、総収支比率は、116.51%であり、当年度の純利益35,573千円となり、対前年度比33,085千円の増加となっている。

資本的収入の決算額は、120,051千円で、企業債借入金等の減額により対前年度比で326,534千円減少となっている。

資本的支出の決算額は、234,725千円で対前年度比61.55%減少した。内訳は、建設改良費が175,157千円で前年度より366,739千円の減少となり、企業債償還金については、59,568千円で前年度より9,070千円減少している。

企業債の年度末残高は51件で、1,612,345千円となり、前年度より60,432千円の増加であった。

資本的収入額が資本的支出額に対して114,674千円不足になっているが、この不足額は過年度分及び当年度分損益勘定留保資金、過年度及び

当年度消費税・地方消費税資本的収支調整額で補てんを行っている。

(2) 主要事項について

本年度末の給水人口は、1万2,452人で前年度より196人減少した。

年間有収水量は、170万4,689^mで、対前年度比3.71%増加した。なお、有収率は、83.70%で、対前年比2.67%の増加となっており、毎年度継続的に実施している漏水調査等により発見された漏水箇所
の改修により有収率が改善したことが認められる。今後も有収率の低い配
水系統で重点的に漏水防止対策等を図る必要がある。

建設工事の主なものは、県道金井高崎線道路改良工事に合わせて配水管
布設替工事を行うとともに、老朽管更新工事を実施したほか、水道施設遠隔
監視システムを小幡佐久間配水池や国峰浄水場配水池などに設置した。

また、安全で良質な水の安定供給のために、各浄水場並びに水源の維持管
理等を実施し、それぞれ適正に執行されていた。

第6 資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づき、公営企業会
計に係る資金不足比率を算定したところ、実質黒字のため該当が無く、健全
財政であると認められる。

第7 審査における意見等

- (1) 有収率は、上水道では前年度より改善されているが、簡易水道は低下に
転じているため、引き続き漏水防止対策を強化し、有収率向上をお願いし
たい。
- (2) 水道料金の滞納額は増加であるが、新型コロナウイルス感染症の影響に
よる収入減に伴う納付猶予を十分考慮したうえで、健全財政並びに公正公
平な立場からも、引き続き適正な給水停止の執行と徴収を要望する。
- (3) 施設の老朽化対策にあたっては、財政を考慮した計画的な修繕と建設改
良工事をお願いする。そのためには、企業的経営感覚と原価意識を持って、
経営の合理化と経費節減に努力されるよう留意願いたい。

むすびに、今後とも、健全財政を堅持しつつ、安全でおいしい水の安定供
給に向けて、より一層の工夫と努力を望み、意見とする。